

## 令和5年第7回教育委員会定例会日程

1 日 時 令和5年7月20日(木)午後2時

2 場 所 朝霞市役所 全員協議会室

3 出席者

教育委員会	教育長	二見隆久
教育委員会	教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会	委員	高橋松久
教育委員会	委員	森島史枝
教育委員会	委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
生涯学習部次長兼図書館長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修
文化財課長	赤澤由美子
中央公民館長	又賀俊一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会議録の承認・訂正
- (4) 教育長月間行事の承認
- (5) 教育長の報告
- (6) 議案の審議
- (7) そ の 他
- (8) 閉 会 宣 言

別紙のとおり

別紙のとおり

(別紙)

◎ 教育長報告事項

- ① 令和5年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ② 令和5年度中学校自由選択制について
- ③ 令和5年度特認校制度について
- ④ 小中学校における放射線量測定の結果について
- ⑤ いじめに関する調査結果について  
(当日配付)
- ⑥ 朝霞市立中学校における部活動の方針の一部改正について
- ⑦ 専決処理について(朝霞市学校運営協議会委員の任命について)
- ⑧ 第47回市民芸能まつりにについて
- ⑨ 第37回図書館まつりにについて

◎ 提出議案

- 議案第43号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について  
(当日配付)
- 議案第44号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について  
(当日配付)
- 議案第45号 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

◎ その他

- ・朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について

## 教育長月間行事(令和5年6月) 実績

日	曜	時間	行事等
3	土	10:00	第40回朝霞市芸術文化展
4	日	8:45	第68回朝霞市民総合体育大会陸上競技の部
4	日	9:15	第42回朝霞市民卓球ダブルス大会
6	火	17:30	ふれあい推進委員会
11	日	10:10	ビームライフル・ビームピストルスポーツ射撃体験会
24	土	10:00	第37回図書館まつり(オープニングセレモニー)
25	日	12:30	朝霞市吟剣詩舞道納涼大会
25	日	14:00	朝霞市一夜塚古跡保存会慰霊祭・総会
26	月	15:15	時年休(2時間)
27	火	14:15	時年休(3時間)

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

## 教育長月間行事(令和5年8月) 予定

日	曜	時 間	行 事 等
4	金	14:00	部落解放同盟埼玉県連合会2023年度市町村交渉
5	土	14:34	彩夏祭「関八州よさこいフェスタ」こども審査
6	日	未定	彩夏祭「関八州よさこいフェスタ」表彰式
20	日	9:30	第68回朝霞市民総合体育大会市民体育祭水泳大会
23	水	14:00	朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会
26	土	9:00	TOKYO2020メモリアルBR・BPJAPANCUP
26	土	10:00	第38回サマーフェスティバル

※ この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

令和5年第2回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

令和5年第2回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

**質問者：福川 鷹子 議員（あさか未来）**

**質問：学校問題について**

**（1）教師不足の解消に向けて**

**（2）児童生徒の通学路の安全対策について**

**答 弁：**

**（1）教師不足の解消に向けて**

令和5年度当初における本市立小中学校の教職員の配置につきましては、欠員なく新学期を迎えております。しかしながら、全国的に教員が不足していることや、今後、産前産後休暇や病気休暇などの取得により、その代員が見つかりづらくなる可能性を考えると、本市としては、これまで同様に、任命権者である埼玉県教育委員会と連携をしながら臨時的任用教員の獲得に努めていく必要があるものと捉えております。

**（2）児童生徒の通学路の安全対策について**

本市では、市内の児童・生徒の登下校時における通学路の安全を保持するために、通学路の要所要所に交通指導員を配置しております。配置個所は市内49箇所、立哨時間は概ね午前7時30分から1時間と午後2時から3時間、合計4時間としております。

また、各学校では、通学路の危険箇所を把握するため、毎年市内の通学路の安全点検を実施しており、今年度は、5月16日付にて各小中学校に通知し、報告期限を7月14日としております。報告された危険箇所等について、教育委員会で対応できる案件は対応し、対応できない案件については、まちづくり推進課、道路整備課などの関係機関へ改善の要望をすることとしております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き、児童・生徒を交通事故から守るため、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に努めてまいります。

**質問者：田原 亮 議員（あさか未来）**

**質問：安心・安全なまちづくりについて**

## (1) 公衆電話の利活用

### ②小・中学校における公衆電話の必要性

#### 一問一答方式

##### 質問①

市内小・中学校では、児童生徒によるスマートフォンや携帯電話等の持ち込みについてどのような対応がなされているか。

##### 答弁①

令和2年7月31日に文部科学省から出された通知「学校における携帯電話の取扱い等について」では、小学校及び中学校では、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への持ち込みについては、原則禁止とすべきであるとされています。

これを受け、朝霞市でも原則禁止としているところです。ただし、一律に全て禁止しているわけではなく、児童生徒それぞれの事情によって、必要があれば個別に対応をしており、保護者からスマートフォン等の持ち込みについて申し出があった場合は、持参を許可していることもございます。その際には、保護者と教職員が事前に話し合っただけで校内での管理方法を定めるなどの対応を取っております。

持参を認めている具体例としましては、引っ越したが事情により学区外から登校している児童生徒が、登下校時に不安があるとの申し出があり許可したケースがあります。また、ケガをした児童生徒の送迎が必要で、学校外で保護者と待ち合わせる場合の連絡手段として許可することもございました。

##### 質問②

小・中学校15校のうち、現在公衆電話が設置されている学校はどれだけあるか。以前は設置されていたが撤去された学校の数は。

##### 答弁②

小・中学校における公衆電話の設置状況としましては、全15校のうち、第五中学校に1台設置されております。

なお、以前の状況としましては、平成26年度までは、全15校に公衆電話が設置されておりましたが、NTT東日本からの申出により廃止されることとなったものです。

##### 質問③

公衆電話が学校から減少してきた理由は。

##### 答弁③

小・中学校の公衆電話が減少した理由としましては、携帯電話等の普及に伴い公衆電話の利用が減少する中で、利用が少ない公衆電話を中心に設置台数の削

減を進めざるを得ないというNTT東日本からの申出により、公衆電話業務委託契約に基づいて撤去されたものです。

なお、第五中学校の周辺には、公衆電話がないことから、現在のところ継続して設置されているものです。

#### 質問④

緊急時や体調不良時など、児童生徒が保護者等に連絡を取りたい場合どのように対応しているか。

#### 答弁④

児童生徒が学校から保護者等へ連絡を取りたい場合、職員室や保健室の電話で対応しております。児童生徒の在校時間であれば、教職員がいますのでいつでも対応が可能となっております。児童生徒が下校した後でも、教職員が勤務していれば、同様に対応することができます。

#### 質問⑤

学校にスマホ持参を禁じられているような場合であれば、尚更、公衆電話が必要ではないか。

#### 答弁⑤

学校に設置されていた公衆電話に関して、過去にNTT東日本から撤去の申し入れがあった際には、児童生徒に携帯電話の持ち込みを認めていないなどの理由も説明しながら、設置の継続を朝霞市小中学校長会とともに要望した経緯があります。しかしながら、最終的には平成26年に、周辺の公衆電話設置状況から維持された朝霞五中を除き、すべて撤去されました。

NTT東日本に対しては、改めて公衆電話設置の要望を出すことも検討したいと考えておりますが、まずは、児童生徒が安心して、気軽に職員室等の電話利用を申しでられるよう環境を整えてまいります。また、保護者に対しても、職員室等の電話の利用について周知してまいります。

その上で、児童生徒には、緊急の場合には自分から必要な助けを求めることができるように指導していく必要もあり、引き続き各校を支援してまいります。

#### 質問⑥

児童生徒の在校時に限ったことではなく、地域に開かれた学校として、緊急時の連絡手段が学校にあるということを地域に認知してもらうことは意味のあることではないか。また、市内15の小中学校全てに公衆電話を設置することは、地域住民にも資する取組と思うが、見解を伺いたい。

#### 答弁⑥

地域に開かれた学校とは、「どのような子どもに育てたいか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを学校と地域が共有し、協働して学びを展開していく学校のことと捉えております。

市内全ての小中学校に公衆電話を再び設置することにつきましては、先程学校教育部長からの答弁にもありましたが、NTT東日本との協議や、設置場所や設置に係る費用の確保など、難しい現状がございます。また、仮に学校内に公衆電話を設置した場合でも、誰でもいつでも気軽に利用できるようにすることは、防犯の観点からも課題があると考えております。

しかしながら、緊急時には、職員室等の電話の利用ができることにつきましては、申し出によって電話連絡が可能であることを児童生徒、保護者へ周知してまいります。

さらに、地域の方が緊急で使用したい申し出があった場合にも児童生徒、保護者と同様に対応をすることは可能です。

教育委員会といたしましては、児童生徒が必要な時に、自分から必要な助けを求めることができるようにすることが、なにより重要であると考えておりますので、そのような力をつけることができるよう、引き続き、各校を支援してまいります。

**質問者：小池 貴訓 議員（あさか未来）**

**質問：朝霞第八小学校について**

**（１）屋外トイレ改修の必要性**

**一問一答方式**

**質問①**

地域防災拠点でもある第八小学校の屋外トイレは、指定避難所の観点から、和式便器から洋式便器に改修する必要があると思うが、市の考えは。

**答弁①**

小・中学校は、災害が発生した場合には地域防災拠点や避難場所となるなど、子どもたちの教育活動の場だけではなく地域住民の身近な公共施設となっております。

災害時の避難場所となる第八小学校の校舎及び体育館には、洋式便器が設置されていることから、現時点では屋内のトイレを利用していただくことを考えております。議員御指摘の屋外トイレへの洋式便器の設置につきましては、学校の意向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

**質問②**

市内の全小・中学校の屋外トイレの設置状況は。

**答弁②**

屋外トイレの設置状況でございますが、小学校は全10校、中学校は第一中学校及び第二中学校の計2校に設置しております。

このうち、屋外トイレに洋式便器を備えている学校は、第一小学校、第四小学



校、第五小学校、第十小学校、第一中学校の計5校となっております。

**質問③**

小・中学校の屋外トイレは指定避難所の観点から全て洋式便器に改修する必要があると思うが、市の考えはどうか。

**答弁③**

屋外トイレへの洋式便器の設置につきましては、単なる便器の交換にとどまらず、建物の構造・躯体にも影響があるなど課題もあることから、学校の意向なども踏まえ調査、研究してまいりたいと考えております。

**質問者：駒牧 容子 議員（公明党）**

**質問：登校できない児童・生徒、保護者への支援**

**（1）総合対策「COCOLOプラン」について**

**答 弁：**

年間30日以上長期欠席の、不登校児童生徒の状況につきましては、令和4年度は、小学校113名、中学校237名で、合計350名でございました。令和3年度の小学校85名、中学校176名、合計261名に比べて、小学校で28名、中学校で61名、全体で89名増加しております。

不登校児童生徒数は、全国的にも増加傾向にあり、本市におきましても不登校問題への対応は喫緊の課題と捉えております。また、不登校に至る背景には、複数の要因が複雑に絡み合っている場合も多くございます。

教育委員会といたしましては、朝霞市いじめ不登校対策会議や不登校児童生徒支援員連絡協議会等の取組を充実させるとともに、各学校における組織的な対応を通して、不登校児童生徒の状況を丁寧に把握し、一人一人に寄り添ったよりよい支援の実現のために各学校を支えてまいります。

**質問：利用者の安全確保のために**

**（1）柁塚古墳歴史広場通路の修繕**

**答 弁：**

柁塚古墳歴史広場は、埼玉県指定史跡「柁塚古墳」の保存と活用を図ることを目的として保存整備を行い、古墳周囲の周濠に沿う形で通路を ゴムチップにより舗装しております。

通路の現状といたしましては、経年劣化により舗装材が縮み、通路上に割れが生じている状況となっております。このため、文化財課職員が定期的の確認を行い、亀裂部分に固まりやすい鹿沼土を補充しておりますが、雨などにより流されてしまうことから繰り返しの作業を行っております。

今後におきましては、利用者の安全確保のため、亀裂の生じている個所を中心とした部分的な修繕を検討しているところでございます。

**質問者：遠藤 光博 議員（公明党）**

**質問：SDGsの推進**

**（１）学校給食の牛乳ストロー廃止を**

**答 弁：**

県内の学校給食で提供している牛乳は、メーカーにより形状は異なりますが、すべて紙パック製でストローを使用して飲用しております。

牛乳の納入事業者は、埼玉県農林部畜産安全課が6つの牛乳供給事業者の中から各市町村の必要量や配送ルートを勘案して供給事業者を決定し提供しております。

SDGsを推進することは重要であると考えており、本市の学校給食におけるSDGsの取組として、市内全校において牛乳の紙パックをトイレットペーパーに還元するリサイクル活動に取り組んでおります。

なお、本市に納入している事業者を確認したところ、環境保全の取り組みとしてストローの原料を一部植物由来のバイオマスプラスチックに変更し、更に、紙パックのコーティングの原料をサトウキビ由来に変更するなど、可能な範囲で環境に配慮しているとのことでございます。

また、今後、牛乳の充填機の設備更新の際には、紙パック容器の形状をストローを使用しなくても飲める形状に変更していくことも検討中であると聞いておりますので、状況を注視してまいります。

**質問者：かしわや 勝幸 議員（進政会）**

**質問：生活支援について**

**（１）生活・教育支援・負担軽減について**

**一問一答方式**

**質問①**

就学援助における負担軽減策は何を行ったのか。

**答弁①**

経済的理由により教育の機会が失われないようにするため、就学援助制度がでございます。これまでに行った負担軽減策としては、令和4年度に小学校の新入学学用品費を51,060円から54,060円へ増額しております。令和5年度には、中学校の同費目を60,000円から63,000円へ増額したほか、小・中学校全学年を対象としたオンライン通信費を年額14,000円として新

たに追加しております。

## 質問②

就学援助を申請しやすくするための手立てを行ったか。

## 答弁②

本制度における令和5年度の変更点として4点ございます。1点目として、就学援助申請の電子化。2点目として、全ての児童生徒の保護者に対し、就学援助希望の有無の確認。3点目として継続審査の導入。4点目として、申請の時期に関わらず、認定要件を満たした月からの認定とすることで年度当初からの援助を行えるように変更をいたしました。

## 質問③

学校給食費における負担軽減策は、どのようなことを実施したのか。

## 答弁③

今年度より給食費を小学生、中学生とも月額500円改定させていただきましたが、昨今の物価高騰に対する支援策として、改定分を今年度は市が負担させていただき取組をしております。これにより、保護者の負担は昨年度と同じとなっております。

また、小学校及び中学校に3人以上在籍する場合、3人目以降の給食費について、今年度より徴収しないことといたしました。

なお、令和2年度当初に、新型コロナウイルスの感染拡大により、小学校及び中学校が臨時休業いたしました。その後、学校が再開した直後の2週間は、主食及び牛乳のみを提供する簡易給食とさせていただいたことから、この間の給食費につきまして、徴収しない取り扱いをさせていただきました。

また、臨時休業による授業数減少に伴い、夏休み及び冬休みを短縮し、授業日数を増やして授業時間を確保いたしました。この間に提供した給食18回分につきましても、給食費を市で負担させていただいております。

## 質問④

今後、学校給食費について何か負担軽減策は考えていないのか

## 答弁④

今期定例会におきまして、本年10月から6か月間、給食費を半額とする補正予算案を提出させていただきました。

これにより、更なる保護者の負担軽減を図ることができるものと考えております。

## 質問⑤

教育指導課における全世帯対象の負担軽減策は何か。

## 答弁⑤

朝霞市では、中学校体育実技や小学校社会科に係る副読本の購入費、林間学校におけるバス代、タブレット端末で使用する学習サービスのライセンス料、近隣他市では保護者負担になっている中学校南部校長会テストの受験料やスポーツ振興センターの掛け金につきましても公費負担としております。これらにつきましては、令和4年度に引き続き、令和5年度も公費で負担していくこととしております。

#### 質問⑥

中学校体育武道領域の補助について、どのように考えているのか。

#### 答弁⑥

現在、市内中学校において、武道の領域で柔道を実施しております。その際に必要な柔道着の費用については、就学援助制度の対象になっております。

今後、武道の領域において、選択種目の追加があった場合には、近隣市の状況等も注視しながら検討してまいります。

#### 質問⑦

オンライン学習の支援に係る取組について問う。

#### 答弁⑦

朝霞市では教育委員会がライセンス料を負担して、全児童生徒にオフィス365や学習ドリルコンテンツのアカウントを付与しております。これらを適切に活用することで全児童生徒の学力向上に寄与するものと捉えております。今後も各学校において適切に活用するよう指導してまいります。

#### 質問⑧

厚生労働省の統計によると、物価高に対し賃金上昇が追い付かず、依然として生活が厳しい状況が続いているが、今後、教育委員会で何か対策を講じる予定はあるか。

#### 答弁⑧

厳しい生活状況については認識しておりますので、今後の負担軽減策につきましては、引き続き、社会経済状況や物価高騰、他市町村の状況などを注視し、適切に判断してまいりたいと考えております。

**質問者：大橋 正好 議員（無所属クラブ）**

**質 問：学校教育について**

- (1) 朝霞の子どもたちに故郷・ふるさと郷土等の愛郷心の勉学はどうか

**答 弁：**

現在、朝霞市の小・中学校では、朝霞の次代を担う人材の育成を目標に、子供たちが「主体的・対話的で深い学び」を通じて、先行き不透明なこの時代をたくましく生きていく力を育む教育を実践しております。その中で、子供たちの「故郷・ふるさと」である朝霞市の現状や歴史、未来への展望について学ぶことは大変重要なことであると捉えております。

小学校では、3年生の社会科で身近な地域や自分の住む市区町村について学習することとなっており、朝霞市の「自然」「産業」「歴史」等について学んでおります。

教育委員会では「社会科指導資料作成委員」を任命し、郷土の生きた教材を基に朝霞市独自の副読本「あさか」を作成し、郷土朝霞に関する学習の一層の充実を図っております。また、朝霞市博物館と連携した展示物の見学や、子供たちが市役所等の公共施設で朝霞の名物について市民にアンケートを行うなど、各校で様々な取組を行っております。

教育委員会といたしましては、今後も子供たちの朝霞市に対する誇りや郷土愛を一層育んでいけるよう、授業改善や学びの充実に向けて、市内各校へ支援及び指導を行ってまいります。

**質問者：外山 まき 議員（あさか未来）**

**質 問：安心して暮らせるまちづくりのために**

**(1) バリアフリー（多機能）トイレの設置状況とジェンダーレストイレの考え方について**

**一問一答方式**

**質問①**

バリアフリートイレの設置率（％）を聞く（小・中学校）

**答弁①**

小・中学校におけるバリアフリートイレの設置状況につきましては、小学校は全10校中7校に設置しており、設置率は70％、中学校は全5校中2校に設置しており、設置率は40％でございます。

具体的には、第一小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第一中学校、第四中学校に設置しております。

**質問②**

男性トイレと女性トイレ兼バリアフリートイレ、または男性トイレ兼バリアフリートイレと女性トイレなど、どちらかのトイレに異性が入る可能性があるようなトイレを設置している学校はあるか。

**答弁②**

小・中学校におきましては、障害のある子どもの個人の状況に応じて、その子

どもの性別のトイレ内にバリアフリートイレを設置する施設改修を行っておりますので、女性トイレ兼バリアフリートイレなどといった異性が入ることを前提としたトイレはございません。

### 質問③

バリアフリートイレの設置率100%に向けて、設置予定は。

### 答弁③

今後のバリアフリートイレの設置予定でございますが、今年度と令和6年度にかけて増築工事を予定している第六小学校に新たに設置し、第九小学校においては新校舎に増設する予定です。

また、バリアフリートイレが設置されていない学校につきましては、障害のある子どもの状況に応じた施設改修を行い、適宜対応しているところでございます。

### 質問④

バリアフリートイレ及び女性トイレをジェンダーレストイレに改修することや新規に設置する予定があるかを聞く。

### 答弁④

小・中学校において、ジェンダーレストイレを設置する予定はございません。

### 質問⑤

女性用トイレがバリアフリートイレと別に設置されていないトイレについて、今後、女性用トイレの追加の設置や既存トイレの改修の予定はありますか。

### 答弁⑤

柵塚古墳歴史広場と湧水代官水の2施設における女性トイレの追加につきましては、今後、改修工事を行う際に考えてまいりたいと思います。

## 質 問：子どもたちの日常を取り戻すために

### (1) 給食における黙食解消の現状と課題

#### 一問一答方式

#### 質問①

どれくらいの学校が席を前向きにして食べているのか。

#### 答弁①

市内小中学校に確認したところ、全ての学級で向かい合って食べていると回答した学校が1校、向かい合っている学級と前を向いて食べている学級があると回答した学校が6校、全ての学級が前を向いて食べていると回答した学校が8校ございました。前を向いて食べていると回答した学校の中にも、今後向き合って食べるようにしていくことを予定していると回答した学校もございます。

## 質問②

どのような意図で前向きに食べさせているのか。

## 答弁②

前を向いて食べている意図については、教員や児童生徒から特に改めて向き合って食べたいというような強い要望があるわけではないこと、特に中学校では、向かい合って食べることに不安を感じる生徒も一定数いることから、前を向いて食べているものと捉えております。

新型コロナウイルス感染症の扱いが議員のご指摘の通り5類相当に移行してから、給食時には机の隊形に関わらず、適度に会話しながら楽しく会食するようになってきていると捉えております。教育委員会といたしましても、引き続き望ましい食育の在り方について適切に指導助言してまいります。

## 質問③

コロナ禍以前の給食の在り方に戻すためにどのような取組をしているのか。

## 答弁③

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを機に、コロナ禍前の例えば適度に会話するなど、コロナ禍前の状況に少しずつなっているものとは捉えておりますが、5類になったことを機に一律にコロナ禍以前のような給食の隊形に戻さなければならないとは考えておりません。教育委員会といたしましても、各学校の実態を踏まえながら、先ほど議員が話したように児童生徒の意見も取り入れながら対応していくことが大切であると考えております。

## 質問④

教育委員会としては共食の価値をどうとらえているのか。

## 答弁④

学校給食においては、文部科学省でも6つの「食に関する指導の目標」を示しております。その中には食事の喜びや楽しさを理解する「食事の重要性」、また食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける「社会性」がございます。子どもたちが一緒に食事をする「共食」はその視点においても大切であると教育委員会でも捉えております。教育委員会といたしましては、引き続き子どもたちが安心して、楽しく給食をとることができるように各学校を支援してまいります。

**質問者：田辺 淳 議員（無所属クラブ）**

**質問：教育から学びへ。誰もが科学できる環境を整えるために**

**（2）学校施設配置の現状と今後の対応を問う**

**（3）公民館・博物館・図書館体制の充実を問う**

**答 弁：**

**（2）学校施設配置の現状と今後の対応を問う**

学校施設配置の現状としましては、これまでに、市内の人口増に対応するため、適宜、学校の新設を行っており、直近では、平成13年に朝霞第十小学校を設置しております。

ご指摘の小学校の新設については、適当な場所に新たにまとまった土地を確保することが困難であることから、難しいものと考えております。

したがいまして、現在進められている35人学級への移行につきましても、現行の学校配置や学区域を踏まえ、第六小学校と第九小学校の校舎増築が決定されているところです。

また、学区域の見直しについても、兄弟姉妹の関係が大きく影響するほか、保護者や地域住民に説明し、理解を得る必要があります。実行されるまでには、長期間を要することから、直ちに学区域を見直すことは難しいものと考えております。

しかしながら、一方で、市内全域の教育を今後どのように進めていくかということを経期的視点に立って考えれば、学区変更は検討していかねばならない課題の一つであると考えております。

### **(3) 公民館・博物館・図書館体制の充実を問う**

公民館につきましては、中央公民館のほか、東朝霞、西朝霞、南朝霞、北朝霞、及び内間木の6館体制で運営しており、おおむね、各中学校区に1館ずつ配置し、地域の学習拠点として、公民館の機能が発揮できるよう利用者の意見を伺いながら、活動の場の提供に努めております。

次に、文化財課におきましては、博物館、埋蔵文化財センターなどがあり、管理している文化財といたしましては、旧高橋家住宅、柵塚古墳、広沢の池、湧水代官水、二本松のほか、六道地藏尊がございます。

また、博物館での展示事業や文化財の市民への公開を実施しており、文化財の継承に努めております。

最後に、図書館につきましては、図書の貸出しや返却サービスについて、図書館本館と北朝霞分館に加え5つの地区公民館にある図書室と連携を図り、体制の充実を努めております。

**質問者：本田 麻希子 議員(立憲・歩みの会)**

**質問：学校施設の維持管理**

(1) 第二中学校の今後

(2) 学校施設長寿命化基本方針と改修・改築計画

**一問一答方式**

(1) 第二中学校の今後

**質問①**



今年度実施する外壁等改修工事の内容は。

**答弁①**

今年度に実施する校舎外壁等改修工事につきましては、教室棟および特別教室棟の屋上防水と外壁の改修工事を行います。

具体的には、屋上防水改修につきましては、ウレタン塗膜防水を行い、その上に断熱効果がある高反射塗料を施します。また、外壁改修につきましては、足場を設置し、打音検査などによりコンクリートの浮きやひび割れの劣化部分の補修を行った上で塗装の実施や、サッシ周りのシーリング材の打ち換えなどを行います。

工期としましては、本年12月末までを予定しております。

**質問②**

第二中学校は改築を行うべきではないか。

**答弁②**

令和元年に策定した学校施設長寿命化基本方針では、第二中学校が最も改築の優先度が高いと位置付けております。

現在、学校施設の改築や大規模改修の時期等については、教育委員会内で考え方を整理しているところですので、第二中学校の改築も含め、これまでよりスピードをあげて取り組んでまいりたいと考えております。

**(2) 学校施設長寿命化基本方針と改修・改築計画**

**質問①**

学校施設長寿命化基本方針と公共施設マネジメント実施計画との連携はどうしていくのか。

**答弁①**

現在の学校施設長寿命化基本方針は、平成29年3月に文部科学省より示された解説書に基づき策定した経緯がございます。

公共施設マネジメント実施計画との関連につきましては、公共施設総合管理計画のもと、並列な位置づけがなされているものと考えております。

現在、教育委員会内において、学校施設の建替えや、大規模改修の時期等、施設整備の考え方を整理しておりますので、それらを踏まえながら学校施設長寿命化基本方針を計画へと改訂して参りたいと考えております。

**質問②**

学校施設長寿命化基本方針の改訂はどのように行うのか。

**答弁②**

学校施設長寿命化基本方針の第1期計画期間は、令和3年度から令和7年度

までとなっておりますので、令和6年度を目途に改訂に着手することを検討しております。

改訂にあたりましては、現在の学校施設の劣化状況等を確認した上で、優先度を判定しながら今後の改築や大規模改修等のスケジュールなどを検討して参りたいと考えております。

### 質問③

教育環境が変化しているなかで、校舎の空間デザインも重要ではないか。

### 答弁③

校舎の空間デザインなどについては、使用する上での重要な要素となってくものと考えられます。今後の改築等を行う際には、これらの視点についても検討を進められるよう、考慮してまいります。

### 質問④

学校長寿命化計画などをどのようにして施策化していくのか。

### 答弁④

計画策定の過程で、全庁的な検討体制を構築し、調整をはかっていきたいと考えています。

## 質 問：医療的ケア児への看護師配置

- (1) 看護師配置の実施に向けた検討
- (2) 関係機関との連携

### 一問一答方式

- (1) 看護師配置の実施に向けた検討

#### 質問①

朝霞市では、医療的ケアに関する協議会は設置されたか。また開催実績についても伺いたい。

#### 答弁①

朝霞市では、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の第5条に基づき、医療的ケア児及びその家族への適切な支援を図るため、「朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会議」を本年4月1日に設置いたしました。

また、この庁内連絡会議は、現在まで2回開催しており、市内小中学校児童生徒への医療的ケアの支援のあり方等について協議しております。

#### 質問②

市内に医療的ケアが必要な児童生徒はいるということによろしいか。

**答弁②**

該当者がいるという形で会議を進めております。

**質問③**

医療的ケア児支援法に則って看護師配置をするということによろしいか。

**答弁③**

医療的ケア児に関する看護師の学校配置につきましては、子供の実態を適切に把握し、主治医等専門家の意見も踏まえながら、保護者と丁寧に合意形成を図っていくことが必要であるものと考えております。

現在、庁内連絡会議で医療的ケア児に関する情報を共有し、支援体制や支援のあり方について協議するとともに、主治医からの指示書や診断書等に基づき、学校における看護師の配置が必要とされた場合には、配置をしていきたいと思っております。

**質問④**

教育委員会が看護師配置をするということになれば、執行部は予算計上をするということによろしいか。医療的ケア児支援法に則って看護師配置をするということによろしいですか。

**答弁④**

教育委員会のほうで必要だということであれば、事業として承認することになるとは思います。

**(2) 関係機関との連携**

**質問①**

庁内の連絡会で主治医や学校医が参加して、医療者から指導助言、連携を図る仕組みがあるのか。(看護師配置に向けて、主治医や学校医との連携はどのようになっているか。)

**答弁①**

今年度より設置された「朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会議」は、必要に応じて主治医や学校医等の参加も可能となっております。また、保護者の同意を得た場合には、主治医から対象児童生徒に関する聞き取りを行うこともあります。

今後も、医師をはじめとした専門家と連携を図りながら、医療的ケア児への支援や対応について検討し、子供が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。

**質問②**

看護師配置について、看護師を直接雇用する方法と訪問看護ステーションへの委託など、自治体によって対応が異なっていると思うが、他の自治体の調査を

行って朝霞市がどのような方法を採用するか検討しているか。

**答弁②**

他市の状況につきまして、訪問看護ステーションを利用したり直接看護師を採用して学校に配置している自治体があることは把握しております。看護師の配置が必要になった場合には、速やかに手続きが進められるよう、現在訪問看護ステーションへ配置に関する聞き取りを行っております。

**質問者：石川 啓子 議員（日本共産党）**

**質問：災害から市民を守る取組について**

**（１）取組の状況と課題について**

**一問一答方式**

**質問①**

学校の被害状況はどうだったか。

**答弁①**

台風２号による学校施設の被害状況でございますが、浸水や校舎破損など、学校活動に支障をきたすものはございませんでしたが、いくつかの学校において雨漏りがございました。

具体的には、第一小学校、第二小学校、第四小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校、第一中学校、第五中学校の計９校で雨漏りが発生しております。

**質問②**

校庭に水が溜まっていた学校があったのか。

**答弁②**

校庭に水が溜まり学校活動に支障をきたした学校はございませんが、第一小学校、第十小学校及び第一中学校では、校庭が雨水流出抑制のための調整池の機能を有しているため、水が溜まる仕様となっております。

**質問③**

浸水想定区域内に指定されている要配慮者利用施設の学校で、浸水を想定した避難訓練は実施していないのか。

**答弁③**

浸水想定区域内に指定された学校の浸水を想定した避難訓練ですが、計画自体は策定されていますが、避難訓練を実施していなかったという学校が２校ということで、改めて確認したところ、１校につきましては、行ったということで、報告が漏れていたということで、１校については、やはり実施していなかったということで、今年度、確実に実施するというので、確認をとっております。

**質問④**

旧高橋家における、大雨時の準備体制はどのようになっているか

**答弁④**

旧高橋家住宅における大雨時の準備体制につきましては、斜面地におきまして、敷地界では雨水管への側溝を設置するほか、雨水貯留槽を設置し地表を流れる雨水が越境して敷地外へ流出することを防ぐ策を講じております。なお、雨水貯留槽につきましては、毎月月末に水位等の確認を行っているほか、必要に応じてポンプによる排水作業を行うこととしております。

**質問⑤**

この度の大雨時における対応は、どのように行ったか。

**答弁⑤**

この度の対応でございますが、6月2日(金)夕方には、風雨が強まり現地確認を行うことができませんでした。このため、翌3日(土)の朝、建物及び敷地内の隣接民地を目視で確認いたしました。水の流出は認められませんでした。

その後、4日(日)以降、雨水貯留槽の水位を確認したところ、7日(水)の時点で、水位のレベルが上限の6割近くございました。このため、翌週末も降雨の予報があったことから、ポンプで汲み上げられる上限まで作業を行いました。

**質問⑥**

この度、近隣で床下被害に遭われた方がいるが、今後の対応は。

**答弁⑥**

今回の被害に遭われた後に、文化財課職員がご自宅に訪問しお話を伺いました。床下で浸水があり、ご自身の排水ポンプでくみ上げされたことを伺いました。

今後におきましては、可能な対策について引き続き調査するとともに、被害に遭われた際は、市による支援に努めてまいりたいと存じます。

**質問⑦**

水の流れがどうなっているかなど、専門的な部署に相談に乗ってもらってはどうか。

**答弁⑦**

有効な策について、関係機関に相談してまいりたいと思います。

**質問者：利根川 仁志 議員（公明党）**

**質 問：防災対策**

**(1) Jアラートへの対応について**

## 一問一答方式

### 質問①

Jアラートが発令された際の小中学校の対応について聞く。

### 答弁①

弾道ミサイル発射時の危機対応につきましては、各学校で作成する危機管理マニュアルの中に、1つのケースとして設定しており、具体的には丈夫なコンクリートの建物内に避難するよう指導をしております。また、Jアラート等を通じて、緊急警報が発令された際の児童生徒の避難誘導をはじめとした安全確保の方策について、国や県からの通知に基づき、全教職員で共通理解を図るよう、各学校に指示しております。

## 質 問：市民の皆様の利便性向上

### (1) 施設利用の申請手続きについて

## 一問一答方式

### 質問①

体育施設の団体登録の方法について知りたい。

### 答弁①

市内スポーツ施設を利用する際の団体登録につきましては、団体登録申請書に構成メンバー名簿を添えて、総合体育館窓口へご提出いただいております。その際、市内要件を希望される団体には、メンバーの内、市内住所もしくは在学在勤が確認できる確認資料の提示を求めています。

また、団体登録の有効期間につきましては、学生団体は1年、市内在勤団体は2年、その他の団体は3年となっております。

### 質問②

更新手続きの都度、メンバー全員の身分証明書を提示する理由は。

### 答弁②

登録メンバーの3分の2以上が市民や在学在勤の場合においては、市内区分として扱いを行い、通常の前予約開始前の抽選申込に参加でき、市外団体より早い時期からの申し込みが可能となっております。このことから、公正を期するため自己申告ではなく公的な証明書により確認を行っていることから、提示を求めらるるものでございます。

### 質問③

更新時に確認資料の提出を省略することはできないか。

### 答弁③

以前は、市内団体に登録した団体においては、更新制度を設けておらず、活動される中で、メンバー構成の変化などにより要件から外れた場合においても、

把握することができず、市内団体として取り扱いが行われておりました。このため、市内団体の施設利用が阻害され予約が取りづらい状況となったことから、令和2年度から団体登録の有効期限を設けるとともに、メンバーの確認資料の提出いただくよう変更したものでございます。

今後におきましても、制度の適正な運用のため、更新の際には確認資料の提示に御協力をいただきたいと思いますと考えております。

なお、証明書の写しの提示や本人以外の構成員の代理による提示も有効とするなど、柔軟に対応しております。

## 教育長報告事項

## 令和5年度中学校自由選択制について

## 【朝霞市立中学校自由選択制要項】

## 1 趣旨

指定学校変更の弾力的運用を図り、生徒や保護者が、入学を希望する学校を自由に選択できる制度を導入し、生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育を推進する。また、各学校が魅力ある学校づくりのため、より一層創意工夫し教育力の向上を図る。

## 2 学校選択の方式

- (1) 従来の通学区域は存続し、通学区域内の生徒は通学区の中学校（以下「指定中学校」という。）で受け入れる。
- (2) 指定中学校以外の中学校の教育方針や教育課程等に賛同し、入学を希望する場合、一定の条件（通学方法等）を付して入学を認める。
- (3) 学校選択の対象となる学校は、朝霞市立中学校の全5校とする。

## 3 対象者

- (1) 対象者は市内に在住し、令和6年4月に中学校通常学級に入学する新1年生とする。ただし、国公立又は私立中学校を受験する予定の者は、対象者とししない。
- (2) 7の（1）に規定する申込期間が終了した後に市内に在住した者は、対象とししない。

## 4 定員の設定

- (1) 各中学校の保有教室数と学級編制見込数との状況により、指定学校入学予定者数以外について、定員を設定する。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、定員を変更することができるものとする。
- (2) 小規模特認校（朝霞第五中学校）制度は継続する。なお、小規模特認校制度の詳細については、別に定める。

## 5 通学方法について

- (1) 徒歩又は公共交通機関を利用する。
- (2) 特認校である朝霞第五中学校において、自転車通学許可条件に適合し、校長から許可を受けた者以外は、自転車通学を認めない。

## 6 制度の周知等について

- (1) 各中学校で学校公開日を設定する。
- (2) 各学校の紹介や制度の概要を掲載したパンフレットを作成し、6年生の保護者に配布する。
- (3) 各学校のホームページに案内を掲載する。
- (4) 教育委員会主催による説明会を開催する。



7 申込について

- (1) 申込期間及び時間は、別途定めるものとする。
- (2) 指定学校変更許可願及び中学校自由選択制申込確認書に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

8 申込後の取下げ及び希望学校変更手続

指定学校変更許可願申込受け付け終了後、申込の取下げ又は希望学校を変更することができる期間を設定する。

取下げ又は希望学校変更をする場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、朝霞市教育委員会教育管理課に提出する。

9 入学先の決定

- (1) 定員を超えない学校については、希望した学校への入学を許可し、指定学校変更許可書を保護者に送付する。
- (2) 定員を超えた学校については、公開抽選（当事者実施）により定員数に応じた入学許可者を決定する。
- (3) 公開抽選の結果希望校に漏れた場合は、指定中学校への入学又は自由選択制の定員枠の残っている他の中学校を選択することができる。

10 公開抽選に際しての優先扱い

双子以上の兄弟による同一学校への申込については、1件として取扱うことができるものとする。

11 電子情報処理組織による処理

- (1) この要項による申込または手続等について、電子情報処理組織を利用することができる。
- (2) この要項により作成することとされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、電子情報処理組織により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子情報処理組織による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月1日から施行する。

## 教育長報告事項

## 令和5年度特認校制度について

## 【朝霞市「特認校制度」入学指定に関する取扱要領】

## 1 基本的な考え方

朝霞市内における小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、朝霞市立小中学校の通学区域に関する規則（昭和44年7月11日教育委員会規則第8号）によりその居住地によって定められているが、小規模の学校で心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、朝霞市教育委員会が特別認定入学指定校（以下「特認校」という。）として指定する学校に限り、一定の条件を付して入学を認めるものとする。

## 2 法的根拠

就学すべき学校の変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の「教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した学校を変更することができる。」旨の規定により扱うものとする。

## 3 特認校

対象とする特認校は、次のとおりとする。

朝霞市立朝霞第五中学校 住所：朝霞市大字宮戸1580番地 電話：048-471-2236

## 4 入学の条件・定員の設定・申請の手続き等

## (1) 入学の条件

- ① 朝霞市内に居住する生徒を対象とする。
- ② 徒歩又は公共の交通機関を利用するなどし、60分以内で通学可能な範囲とする。
- ③ 入学の期間は、1年以上の通年通学に限る。夏季又は冬季などの一定の学期に限定した短期間の入学は認められない。基本的な考えは入学から卒業まで。
- ④ 身体的状況が、通学区域以外の学校の通学に耐えられることを前提とする。保護者の自家用車等での送り迎えは原則的に認めない。

## (2) 定員の設定

新1年生50人 新2年生20人 新3年生20人

特認入学の希望があった場合は、入学が制度の趣旨に即して適切かどうかを書類によって判断する。また、入学希望者が募集人員を超えた場合は、原則、公開抽選とする。ただし、学級編制見込数の状況を勘案し、募集人員を変更することができるものとする。

## (3) 申請の手続き

- ① 入学の希望がある場合、保護者は、朝霞市教育委員会に「指定学校変更許可願」を提出しなければならない。
- ② 教育委員会は、「指定学校変更許可願」を受理した旨を特認校校長及び在籍学校長に報告する。
- ③ 教育委員会は、申請等に基づき審査し、許可する場合は「指定学校変更許可書」を保護者・特認校校長・在籍学校長に通知する。
- ④ 申請の手続き等の運用に関しては、別途「中学校自由選択制」と同様とする。

(4) 保護者の協力

生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保及び生徒指導等に対する配慮が特に必要である。

通学に際し保護者の送り迎えは原則として禁止しているので、学校の安全指導等に対する保護者の理解と協力を必要とする。

5 自転車通学許可条件

入学後に校長の許可を受け自転車通学ができるのは、朝霞第五中学校通学区域外から通学する生徒とする。ただし、次の表に定める通学区域については、自転車通学を許可することができない。

通 学 区 域	
朝霞市立第三小学校の通学区域であって朝霞第二中学校の通学区域	浜崎4丁目1番～11番、13番・14番、大字浜崎1番地～213番地、219番地～280番地、651番地～683番地、田島1丁目11番、田島2丁目5番11号～12号、田島2丁目17番・18番、大字田島全域(101番地・238番地を除く)

附 則

この要領は、公布の日（平成15年11月20日）から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

## 教育長報告事項

## 小中学校における放射線量測定の結果について

小中学校の校庭の放射線量を報告いたします。

校庭は地表近くと小学校では地表50cm、中学校では地表1mで測定しました。

単位： $\mu\text{Sv/h}$  (マイクロシーベルト/毎時)

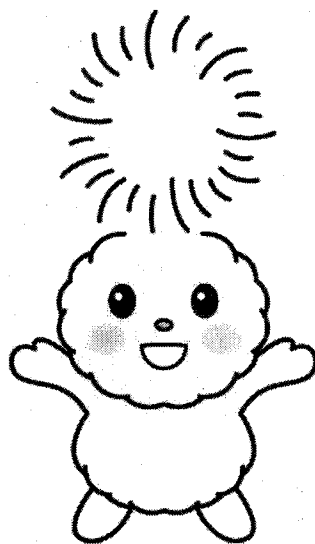
小学校名	地表付近	地上50cm	調査日
朝霞第一小学校	0.043	0.046	5月25日
朝霞第二小学校	0.059	0.054	4月27日
朝霞第三小学校	0.052	0.051	5月16日
朝霞第四小学校	0.075	0.074	4月27日
朝霞第五小学校	0.034	0.034	5月25日
朝霞第六小学校	0.049	0.052	4月12日
朝霞第七小学校	0.051	0.046	5月16日
朝霞第八小学校	0.057	0.047	4月27日
朝霞第九小学校	0.055	0.053	4月27日
朝霞第十小学校	0.054	0.047	5月25日
小学校平均	0.053	0.050	
中学校名	付近	地上1m	調査日
朝霞第一中学校	0.083	0.073	4月12日
朝霞第二中学校	0.051	0.053	5月16日
朝霞第三中学校	0.050	0.041	5月25日
朝霞第四中学校	0.061	0.055	4月27日
朝霞第五中学校	0.044	0.047	5月16日
中学校平均	0.058	0.054	
学校平均	0.055	0.052	

測定の結果、校庭の放射線量は市の基準値 ( $0.19 \mu\text{Sv/h}$ ) を超える箇所はありません。

教育長報告事項

朝霞市立中学校における部活動の方針の一部改正について

## 朝霞市立中学校における部活動の方針（第2版）



©ASAKA POPOTAN

朝霞市教育委員会

令和5年10月

## はじめに

義務教育である中学校における部活動は、学校の教育活動の一環として、スポーツや文化的活動に、興味と関心をもつ生徒が集まり、顧問の教員や外部指導者などの指導の下、自主的、自発的な活動として発展を遂げてきました。そして、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしてきました。

しかしながら、大会等に向けた過度の練習や活動が生徒の身体的・精神的負担や発達段階への影響があるのではないか。また、教師の多忙化の一因となっているのではないか等、社会的にも課題となってきました。そこで本市教育委員会では、平成30年5月に『朝霞市部活動の在り方検討会議』を設置し、生徒の望ましい部活動の在り方について協議してまいりました。そして、生徒、保護者、教職員を対象とした部活動の実態調査を行い、その分析結果をもとに、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方を議論し、これを踏まえて『朝霞市立中学校における部活動の方針』を策定し、平成31年1月から運用しているところであります。

学校部活動につきましては、近年特に持続可能性という面で厳しさを増しております。競技経験の少ない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなどの教師にとって大きな業務負担となっていること、地域におけるスポーツや文化団体などの指導者と学校との連携・協働が十分ではないことなどの状況も見られます。国では、今後の目指す姿に迫るための改革の方向性として、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標時期とすること、地域の実情に応じ、多様なスポーツ等を実施主体とし、学校と連携・協働しながら進めていくことが検討会議の提言として出されたところであります。これを受け、朝霞市といたしましても今後の部活動について検討を進めるべく、朝霞市部活動の在り方検討会議において協議を重ねているところであります。

今後も本市教育委員会は、関係者と連携しながら、持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとします。

## 目 次

1	適切な運営のための体制整備	1
	(1) 部活動の位置づけ	
	(2) 部活動の方針等	
	(3) 指導・運営に係る体制の構築	
2	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
	(1) 適切な指導の実施	
	(2) 部活動用指導手引等の活用	
3	適切な休養日等の設定	3
4	生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	4
5	学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	5
6	部活動の加入について	5
7	事故防止	5
	(1) 熱中症事故防止	
	(2) 自然災害	
	(3) 校外活動における事故防止	



# 1 適切な運営のための体制整備

## (1) 部活動の位置づけ

### ◆中学校学習指導要領（平成29年改訂 令和3年度全面実施）

#### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

- ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## (2) 部活動の方針等

- ア 本市教育委員会は、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び埼玉県教育委員会策定「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イの活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が適切に行えるよう、支援を行う。

### (3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、各部活動から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 市教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、指導力の向上並びに部活動の適切な運営を図るための研修会を行う。

エ 市教育委員会は、各学校の実態を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月作成）に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮を含む。）、事故防止（活動場所における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。

また、指導にあたっては、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、限られた時間の中で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問は、生徒が互いに協力し、達成感や成就感を味わう中で、他者を思いやる心や望ましい人間関係、連帯感等の社会性を育めるよう指導を行う。

また、生徒の人間関係に十分注意するとともに、生徒間のいじめや過度の上下関係を生まないよう留意する。また、いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。

オ 部活動は、必ず指導者（部活動顧問等）の監督指導の下で実施する。

カ 部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等による以下のような発言や行為は決して許されないものである。また、先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものである。

- ・殴る、蹴る等の暴力行為。
- ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等。
- ・セクシャルハラスメントと判断される行為や発言。

## （２）部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員等は、県教育委員会が作成する指導手引きや「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

- （１） 部活動における休養日及び活動時間については、成長期に当たる生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ以下を基準とする。なお、この規定における一週間とは、「月曜日から日曜日まで」とする。

ア 学期中及び長期休業日において、**週当たり２日以上**の休養日を設ける。  
（平日は少なくとも１日以上、週休日も少なくとも１日以上を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

イ 練習試合等で活動日が全日となってしまった場合は、必ず他の日に休養を振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定については、**連続した一週間程度の休養日**を設定する。

エ 長期休業日において、**閉庁日（お盆、正月の時期）**には、原則活動しない。

オ 活動時間は、**長くとも平日では2時間程度（朝練習は含まない）、長期休業中を含む学校休業日は、3時間程度**とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 校長の承認により**年間4回の大会及びコンクール（地区大会2回。他の2回においては、部活動ごとに決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）**規定によらず活動することができる。ただし、**1週間の活動時間の上限を16時間程度**とする。

キ 上位大会（県大会以上）に出場が決定した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができる。ただし、実施の際には、保護者の理解を得ること。

ク 朝練習は原則行わない。

校長の承認により**年間2回の大会及びコンクール（学校総合体育大会と新人総合体育大会の2回。大会に該当がない場合は2回の大会及びコンクールについて部活動ごとに決定する。）**において、**その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間を除く。）**規定によらず活動することができる。

平日に朝練習を行う場合は、少なくとも**週に一日以上の休養日**を設ける。

(2) 市教育委員会は、上記基準のとおり定めた休養日及び活動時間を踏まえて、下記(3)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

(3) 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、市教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容（週間・月間・年間予定）を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った環境整備に努める。

### イ 外部指導者の活用

教育委員会は、部活動の指導の補助について、外部指導者を積極的に活用することにより、部活動の充実を図る。

## 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

ア 校長は、自校の部活動が参加する大会やコンクール等の把握に努め、本方針を踏まえ、大会参加の教育上の意義や生徒及び部活動顧問の負担が過度とまらないことを考慮し、参加する大会・コンクール等について指導する。

イ 市教育委員会は、休業日に開催される様々な大会・コンクール等に参加することで生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握に努める。なお、大会等については、中学校体育連盟や市の競技団体と連携して見直しに努める。

## 6 部活動の加入について

部活動は、中学校学習指導要領（平成29年改訂平成33年度全面実施予定）第1章総則第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等において、『生徒の自主的、自発的な参加により行われる』とある。本市における生徒の部活動への加入については、**希望加入制**とする。

ただし、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであることから、積極的に参加を促すものとする。

## 7 事故防止

### （1）熱中症事故防止

校長、部活動顧問は、環境省による熱中症暑さ指数（WBGT）を参考にし、WBGT指数が高い場合や気温が35度以上となる場合には、活動の変更・中止等適切かつ柔軟な対応をとること。また、気温が35度未満の場合であっても、

湿度が高い場合や日差しが強い場合には、こまめに水分補給をとらせたり、日陰や屋内の冷房の効いた部屋等で休養をとらせたりするなど、十分な対策を行うこと。

## (2) 自然災害

台風、雷、竜巻、雹、集中豪雨等の自然災害については、学校の危機管理マニュアルに則り、生徒の安全を第一に対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

## (3) 校外活動における事故防止

ア 部活動顧問は、実施日や実施時間、活動場所、引率方法などを校長に伝え、校長は、その状況を把握する。

イ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、安全指導を徹底する。

ウ 部活動顧問は、校外の活動場所への移動手段として自転車を利用する際、保護者に対して、生徒が自転車保険（賠償責任補償付き保険）に加入していることを確認する。

エ 部活動顧問は、生徒の移動手段においては、天候や人数等を考慮し、適切な方法を考えること。なお、**移動手段を自転車とする場合は**、道路交通法が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴い、**全ての自転車利用者を対象として、自転車ヘルメットの着用を努力義務とする。**

## 附 則

この方針は、平成31年1月1日から施行する。

この方針は、令和5年10月1日から一部改正する。

# 朝霞市立中学校における部活動方針の一部を改正しました



令和5年7月 朝霞市教育委員会

朝霞市では、中学校長会、中学校教頭会代表・保護者代表からなる「朝霞市部活動の在り方検討会議」を設置し、生徒、保護者、教職員による部活動調査（裏面参照）を行いました。その調査をもとに、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する基盤となる部活動の在り方を論議し、「朝霞市立中学校における部活動の方針」を策定いたしました。

## 部活動って何？



- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われます。
- ・部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化を親しむための基礎・基本を身につけます。
- ・部活動は、同じ目的をもった人たちが互いに技能や知識を高め合い、社会性を身につけます。



## 【休養日】

★週2日以上（長期休業日を含む）の休養日を設けます。

※平日は、少なくとも1日以上、週休日（土日）も少なくとも1日以上を休養日とします。  
休養日が確保できなかった場合には、他の日に休養日を振り替えます。

★学校閉庁日（お盆、正月）は、休養日となります。

★長期休業日（夏・冬）は、連続した1週間程度の休養日を設けます。

### ■活動の例外について

- ・校長の承認により年4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。  
ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
- ・上位大会に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。

## 【活動時間】

★平日は、2時間程度の活動とします。（朝練習は含まない）

★休日（祝日・長期休業日を含む）は、3時間程度の活動とします。

## 【部活動への加入】

★希望加入制とします。

※スポーツや文化、科学等に親しみ、生涯スポーツ・学習の基礎となることから、積極的に部活動に参加しましょう。

## 【朝練習】

★原則行わない。

### ■朝練習の例外について

- ・校長の承認により年2回の大会（学総・新人戦）及びコンクールにおいてその開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。  
ただし、平日に行う場合は、1週間に1日以上（朝練習）の休養日設けます。



令和5年10月より運用開始！

## 教育長報告事項

専決処理について（朝霞市学校運営協議会委員の任命について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和5年7月20日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

## 記

- 1 件名  
専決第8号 朝霞市学校運営協議会委員の任命について
- 2 専決処理期日  
令和5年7月1日
- 3 専決処理した理由  
委員の任命について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 学校運営協議会委員の任命について
  - (1) 発令事項 朝霞第一中学校学校運営協議会委員を任命する。
  - (2) 発令年月日 令和5年7月1日
  - (3) 発令候補者

氏名	職業又は所属・職名	理由
おてもり よしひろ 小手森 喜弘	緑ヶ丘親交会会長	新規



## 教育長報告事項

## 第47回市民芸能まつりについて

- 1 事業名 令和5年度第47回市民芸能まつり  
(主催：朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会)
- 2 日時 令和5年7月2日(日) 午前10時～午後4時
- 3 会場 ゆめばれす(朝霞市民会館) 大ホール
- 4 出演者数及び延べ入場者数

出演者数			延べ入場者数	
文化協会員	21組	265人	一般入場者	1,600人
公募市民	34組	180人	関係役員	30人
根岸野謡	1組	10人	小計	1,630人
小計	56組	455人	総計	2,085人

(参考：令和4年度第46回市民芸能まつり)

出演者数 35組340人 延べ入場者数 1,378人

- 5 内容 令和5年7月2日(日)に、ゆめばれす(市民会館)にて、「令和5年度第47回市民芸能まつり」を開催し、朝霞市文化協会の加盟団体と公募市民等が、日頃の芸能活動の成果を発表しました。

舞踊、コーラス、歌唱、キッズチアダンス等の演目が集まり、出演者数は56組・455人、観覧者等の延べ入場者数は、2,085人で、コロナ禍前の規模で開催することができました。ホールでは、出演者を友人、知人が撮影する姿が多く見られ、演者に拍手などのエールを送り、大いに盛り上がりを見せていました。

子供達の観覧も多く、日頃はなかなか見ることのできない市指定無形文化財「根岸野謡」(ねぎしのうたい)を始め、各種伝統芸能から歌謡、演奏まで幅広い芸能文化に触れられたことは、次代を担う子供達にとって意義深い体験となったものと考えております。

また、運営に当たっては、芸能部門の文化協会員の方々を中心に御尽力いただき、受付から舞台進行・運営まで滞りなく無事終了することができました。

今後におきましても、多くの市民にとって日頃の学習成果を発表し、また、芸術文化に触れる機会と場を創出するため、朝霞市文化協会と協力・連携し、事業の企画・運営を行ってまいります。

## 教育長報告事項

## 第37回図書館まつりについて

- 1 日 時 令和5年6月24日(土) 午前10時～午後5時  
25日(日) 午前10時～午後4時
- 2 会 場 朝霞市立図書館 視聴覚室、展示集会室、駐車場
- 3 共 催 図書館まつり実行委員会・朝霞市立図書館
- 4 参加団体 12団体(順不同)
  - ①あさか・九条の会(展示:憲法九条の説明)
  - ②ASAKA ゲームフィクション LABO(展示:ボードゲームの紹介、体験)
  - ③朝霞市図書館友の会(展示・講演:流行歌と東京の変遷)
  - ④あさか多文化子育ての会ばんびーに(発表:読み聞かせ)
  - ⑤NPO 法人なかよしねっと(展示:活動紹介/模擬店)
  - ⑥小さな自然の博物館“ほとり”(展示:標本等)
  - ⑦ゆまにて(展示・講演:多様な家族形態等の紹介)
  - ⑧大人の朗読会(行成章子 他2名)(発表・朗読)
  - ⑨おはなしくらぶ(発表:絵本読み聞かせ等)
  - ⑩おはなしの宝箱(語り)
  - ⑪人形劇サークルたんぽぽ(発表:人形劇)
  - ⑫ゆきばんご朗読会(溝口悠紀子 他5名)(発表・朗読)
- 5 来場者数 延べ1,970人
- 6 内 容 今年度は新たな団体の参加や企画等により、幅広い年代の方々が来場されました。

発表部門では、例年の人形劇や絵本の読み聞かせ、朗読会に加え、図書館まつり実行委員会企画として講演会「流行歌で見る東京の変遷」を開催しました。講師により明治から現代にいたる流行歌と東京の変遷が紹介され、参加者から好評を得ていました。

また、展示部門では身近な生物の骨格標本の展示や、新たな展示が行われ、始終多くの方が興味深く見ていました。

今後も、実行委員会と図書館が協力しながら、多くの方が図書館をより親しみやすくなるようにするとともに、図書館を利用していない方が利用する契機づくりとなるよう、図書館まつりを開催してまいりたいと考えています。

議案第45号

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を別紙のように改正することについて議決を求める。

令和5年7月20日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

## 朝霞市教育委員会規則第3号

### 朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市学校給食費徴収規則（令和2年朝霞市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年4月」を「令和5年10月」に、「令和5年一部改正規則による改正前の第5条第1項第1号及び第2号の規定を適用する」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。） 月額2,100円
- (2) 第2条第2号に掲げる者（第5条第5号に掲げる者を除く。） 月額2,400円（中学3年生の3月分は、0円）

附則第3項中「還付」を「1回当たりの還付額」に、「令和5年一部改正規則による改正前の第7条第3項の規定を適用する」を「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする」に改め、附則同項に次の表を加える。

区分	給食費1回の還付額	限度額
市立の小学校において学校給食を受けた者	124円	2,100円
市立の中学校において学校給食を受けた者	142円	2,400円

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費の還付については、なお従前の例による。

朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (令和5年度の給食費の特例)                      保護者が負担する令和5年10月から令和6年3月までの間に実施する給食に係る給食費(以下「令和5年度給食費」という。)については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則(令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」という。)による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする</p> <p>一。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者(第5条第5号に掲げる者を除く。)                      月額2,100円</p> <p>(2) 第2条第2号に掲げる者(第5条第5号に掲げる者を除く。)                      月額2,400円(中学3年生の3月分は、0円)</p> <p>3 保護者に対する令和5年度給食費の1回当たりの還付額については、令和5年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額とし、還付額が発生した月の還付額の合計額が同表の右欄に掲げる額を超えるときは、当該額を還付額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (令和5年度の給食費の特例)                      保護者が負担する令和5年4月から令和6年3月までの間に実施する給食に係る給食費(以下「令和5年度給食費」という。)については、朝霞市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則(令和5年朝霞市教育委員会規則第1号。以下「令和5年一部改正規則」という。)による改正後の第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、令和5年一部改正規則による改正前の第5条第1項第1号及び第2号の規定を適用する。</p> <p>3 保護者に対する令和5年度給食費の還付額については、令和5年一部改正規則による改正後の第7条第3項の規定にかかわらず、令和5年一部改正規則による改正前の第7条第3項の規定を適用する。</p>

区分	給食費1回の 還付額	限度額
市立の小学校において学校給食 を受けた者	124円	2,100円
市立の中学校において学校給食 を受けた者	142円	2,400円